

## 相馬市適応指導教室実施要領

### 1 目 的

- (1) 不登校傾向にある児童生徒及びその保護者に対し、教育相談を行う。
- (2) 児童生徒に対し、遊戯療法や学習指導・生活指導等を通して生活のリズムを改善させ、学校生活に適応できるよう支援する。
- (3) 自然とのふれあいや社会体験を通して、自立心・社会性を培い、集団生活への適応力と自己表現力を育てる。

### 2 名 称

相馬市適応指導教室の名称は、ふれあい広場と称する。

### 3 設置場所

相馬市教育研究実践センター  
(相馬市西山字表西山92-1)

### 4 対象児童生徒

- (1) 原則として、相馬市立の小学校及び中学校に在籍している児童生徒であること。
- (2) 心理的な要因による学校生活不適応を起こし、不登校及び登校拒否状態になっている児童生徒であること。
- (3) 本人及び保護者が、積極的に学校復帰を望んでいる児童生徒であること。
- (4) 在籍校の校長が、ふれあい広場での支援が適当であると認められる児童生徒であること。

### 5 入級受付

- (1) 定員 20名までとする。ただし、学校復帰状態にある児童生徒の状況により増員することができる。
- (2) 受付期間 毎年度の受付は、4月1日から5月20日までとする。ただし、児童生徒の状況や希望により、翌年の1月末日まで行うものとする。

### 6 指導援助期間

3～4か月をめやすとして援助に当たるが、改善の兆しはあっても継続して援助の必要があると認められる児童生徒に対しては、状況に応じてさらにその期間を延長する。

## 7 入級手順

- (1) 自ら又は学校及び教育相談や治療を受けている関係機関から勧められて入級を希望する児童生徒の保護者は、入級申込書（様式第1号）を在籍校町に提出する。
- (2) 校長は、保護者及び児童生徒と面接し面接資料（様式第2号）を作成する。
- (3) 校長は、関係機関と協議し、その児童生徒の入級が望ましいと認めるときは、入級申込書（様式第3号）を作成し、それに、入級申込書（様式第1号）・面接資料（様式第2号）の写し及び入級資料（様式第4号）を添えて教育長に提出する。

ただし、前年度に引き続いて入級を希望する児童生徒の場合は、入級資料（様式第4号）を省略することができる。
- (4) 教育長は、提出された資料等を検討し、児童生徒の入級が適当と認めるときは、児童生徒の在籍校の校長あてに入級決定通知書（様式第5号）を送付する。
- (5) ① 校長は、入級決定通知書の写しを保護者に届け、入級の理解を図る。  
② 文書の送付は全て入級希望者に対しては、同様の手順とするが、定員との関係から、入級申込書提出前に教育相談員と協議する。

## 8 担当者

教育相談員

## 9 在籍校との連携

- (1) 年2～3回、校長（教頭）及び関係職員との連絡協議会を開催する。
- (2) 各月末に、児童生地出席状況について出席報告書（様式第6号）及び参考資料を校長あてに提出する。

## 10 その他

- (1) ふれあい広場への入級が困難と思われる児童生徒については、前段階をして、教育相談員による個別の教育相談を行う、仮入級をさせることができる。
- (2) 家庭・学校・関係機関との連携を密にし、児童生徒の変化の状況に応じて、別に定める運営計画を基本に弾力的な運営・対応に努める。